

▼INDEX▼

■【内部監査情報】
・令和5年度内部監査（競争的研究費及び標準会計監査）を実施中です
・令和5年度内部監査（個人情報の管理に関する監査）が始まります
・令和5年度文書管理に関する監査が始まります
■【監査ニュース】
・雇い止め　口約束は立証されず　卓越研究員　理研第三者委が報告書 【10/3　日刊工業新聞】 他 9 件
■【連載企画】
・オールカンサニッポン！「時間外労働」
■【Audit Cafe】
・食と運動と私

表題写真 ： 鹽竈神社のサザンカ

内 部 監 査 情 報

・令和5年度内部監査（競争的研究費及び標準会計監査）を実施中です

競争的研究費及び標準会計監査にて10月から順次実施しておりましたオンラインでの研究室ヒアリング及び非常勤雇用者ヒアリングについて、当初予定していた方については終了いたしました。オンラインヒアリング対象者の皆様、各部局事務の方々におかれましては、お忙しい中ご対応いただき、誠にありがとうございます。

本内部監査は、12月まで実地監査が続きます。また、実地監査が終了した部局につきましても、追加で確認させていただく事項もあるかと思いますので、引き続きご協力のほど、宜しくお願いいたします。

・令和5年度内部監査（個人情報の管理に関する監査）が始まります

12月から令和5年度内部監査（個人情報の管理に関する監査）が始まります。本監査では、日常業務における個人情報の適正な管理、情報漏洩の防止、業務の DX 及びテレワーク推進に伴う個人情報の管理等、個人情報保護に関する法令及び学内規程等に基づく個人情報の管理状況を確認します。

なお、本監査は一部部局においては令和5年度文書管理に関する監査と同時に実施します。

日々の業務でお忙しいこととは存じますが、円滑な監査の実施にご協力くださいますよう、 よろしくお願いいたします。

・令和5年度文書管理に関する監査が始まります

12月から令和5年度文書管理に関する監査が始まります。本監査では「国立大学法人東北大学法人文書管理規程」に基づいて、部局における文書の管理状況を確認します。

対象部局へは実施通知を発出済みですが、対象部局ではない方々におかれましても、上記規程のほか、「国立大学法人東北大学における文書の取扱いに関する規程」、「法人文書マニュアル」及び「電子決裁及び電子文書保存マニュアル」等、関連規程、マニュアル等を改めてご確認いただければと思います。

なお、本監査は令和5年度内部監査（個人情報の管理に関する監査）と同時に実施します。

日々の業務でお忙しいこととは存じますが、円滑な監査の実施にご協力くださいますよう、 よろしくお願いいたします。

監 査 ニ ュ ー ス

・雇い止め　口約束は立証されず　卓越研究員　理研第三者委が報告書 【10/3　日刊工業新聞】
・どう担保　研究インテグリティ　軍事転用　内在リスク管理重要 【10/4　日韓工業新聞】
・二松学舎大学長辞任　論文調査「公平性を確保」【10/4　毎日新聞】
・女児への不同意わいせつなどの罪　東北医科薬科大教授　起訴 【10/4　河北新報】
・「成績落ち自暴自棄に」東大前刺傷事件で初公判　検察側 【10/13　日経新聞】
・近畿大剣道部員を逮捕　飲酒後もめる　障害容疑　別の部員死亡 【10/19　日経新聞】
・研究費減少　8割が「支障あり」【10/25　毎日新聞】
・東大　個人情報 4341 件漏洩か　氏名　成績・評価　電話番号など 【10/25　朝日新聞】
・日大副学長の解任提案　林理事長、薬物事件受け 【10/25　日経新聞】
・東大前刺傷　懲役 7～12 年求刑 【10/28　朝日新聞】

連 載 企 画



毎回個性的なラジオパーソナリティが、リスナーからのお便りを取り上げ、
監査について一緒に学んでいく深夜ラジオ。
第5回目は、**扇坂 46 プロデューサー秋保**による「時間外労働」です。

全国からぎゅーと縮尺した仙台市青葉区のリスナーの皆さん、こんにちは！
今回も始まりました「オール監査ニッポン」！です。
今日の MC は、「扇坂 46　プロデューサー　秋保」です。
よろしくお願いします。

早速ですが、お便りが来てます。



扇坂 46　プロデューサー
秋保さん

仙台市「あ・ばおあ・くー」にお住いの「SAS さん」からのご質問です。

普段は、時間外労働は依頼しないのですが、今後の活気入れ時である年末に向けて、時間外労働を依頼することがあるかもしれません。
正直、どこまで時間外労働を依頼していいのかよろしいかわかりませんので、法令の規制を教えてください。

・・・との、質問でした。

労働時間については、法定労働時間と時間外労働時間に区分されています。詳しくは、次のとおりです。



扇坂 46　プロデューサー
秋保さん





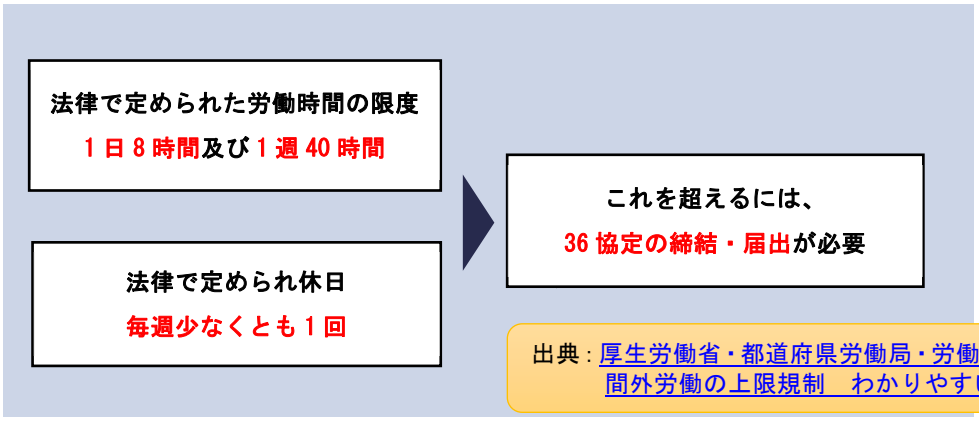


労働基準法における労働時間の定め

労働基準法によって上限が定められており、労使の合意に基づく所定の手続きをとらなければ、これを延長することはできません。

1．時間外労働・休日労働をさせるためには、36 協定の締結が必要です。

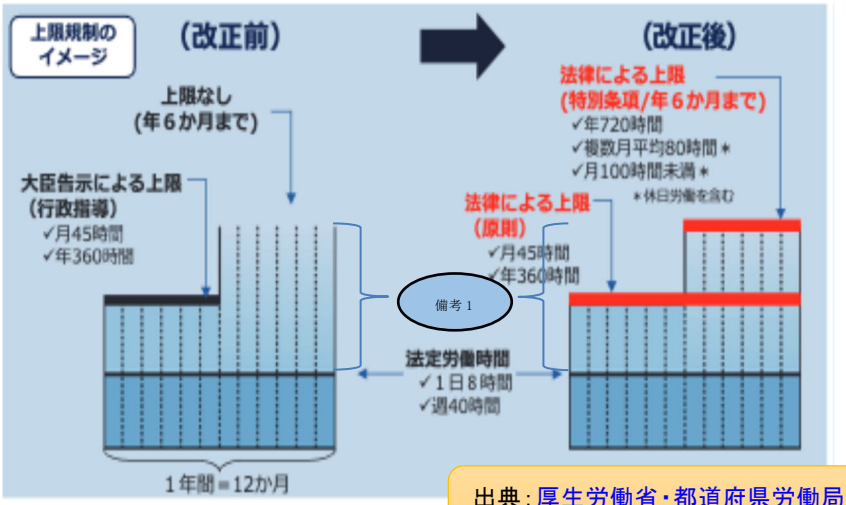
○労働基準法では、労働時間は原則として、１日８時間・１週 40 時間以内とされています。これを「法定労働時間」といいます。また、休日は原則として、毎週少なくとも１回与えることとされています。
○法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合に、
・労働基準法第 36 条に基づく労使協定（36（サブロク）協定）の締結
・所轄労働基準監督署長への届け出
が必要です。
○36 協定では、「時間外労働を行う業務の種類」や「時間外労働の上限」などを決めなければなりません。



出典：厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署　「時間外労働の上限規制　わかりやすい解説」より

2．時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されています。

さらに、臨時的な特別な事情がある場合にも上回ることができない上限が設けられています。



出典：厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署　「時間外労働の上限規制　わかりやすい解説」より

備考

1．法定労働時間（1日8時間週40時間）を超えて労働者に時間外労働をさせる等の場合、労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）を締結し、所掌の労働基準監督署への届出が必要です。

2．36協定は、（部局毎に締結するのではなく）事業場毎に締結することになります。事業場の構成や協定届は、人事企画部HP（https://c.bureau.tohoku.ac.jp/jinji-top/admin/c-3-labor-management-agreement/）を参照ください。

3．学内の通知や様式等については、人事企画部 HP（https://c.bureau.tohoku.ac.jp/jinji-top/admin/c-2-notification/c-2-3-01/）を参照ください。

はい。以上のとおりです。「SAS」さんは理解できましたでしょうか。
私も「扇坂46」メンバーのプロデュースする際には、気を付けたいと思います。

それでは、皆さん、またお会いできることを楽しみにしております。



扇坂46プロデューサー
秋保さん

Audit Cafe

毎月、監査室のスタッフが交代で「つぶやく」このコーナー！
今回のつぶやきは、「食と運動と私」と言うお題のようです。
いったいどんな話になることやら・・・。

カレーは飲み物！初めまして。おうでいっとめーる新米編集者のエイミーです。初めての Audit Cafe 執筆にドキドキしております。今日のテーマは「食と運動と私」です。



私は食べることが大好きで運動は全くしません。おかげで年々成長をし続けており、私の体重が株価だったなら、超優良株でしょう。絶対に買いです。安定した右肩上がりで、近年に至っては急高騰を見せております。片平への異動を機にランチの楽しみも増えてしまい、このままの勢いだと「ぽっちゃり」では済まなくなる恐れも出てきました。また、人間ドックでは毎年、「一応、基準値内だけどギリギリなんですよねー。チョット運動すればすぐに改善するレベルなので、少しでいいので運動をしてくださいね。」と言われ続けていましたが、全くもって運動をしないまま過ごしていました。そしてついに今年、ギリギリ基準値内からギリギリ基準値外になってしまったのです。



ということで、ついに重すぎる腰をあげ、本気で少しの運動を始めることにしました。やり始めた運動は、ここ数年ジワジワ来ている？マシンピラティスです。体が硬すぎるので、ヨガやピラティスは敬遠していたのですが、マシンの補助により体が硬い初心者でもやりやすいということで、マシンピラティスに興味を持ち、体験を経て12月から正式に会員となることになりました。入会の際に「3カ月退会不可で初月半額」と「8カ月退会不可で3カ月無料（だったか半額だったか・・・）」の2つの選択肢が与えられたのですが、まだチョット弱気だった私は前者を選択してしまいました。ジムに入会しては3カ月くらいで行かなくなり、半年もしないうちに退会ということを何度か繰り返した経験上、8カ月は続かないだろうと・・・ですが、「8カ月退会不可のほうにすればよかった！」と後悔できるよう頑張ろうと思います。





また、食事管理も同時に実施したほうがいいのは重々承知しているのですが、Google のアイコンをはらこ飯や牡蠣飯にしてしまうくらい食べることが好きなので、なかなか難しいものです。青葉山では味わえなかった片平でのランチの楽しみも捨てきれません。こちらはとりあえず、食べすぎたら翌日、翌々日で調整するという極々当たり前のことだけをしていこうと思います。

近い将来、成果を発表できればいいのですが、その後、成果発表的な記事がない場合にはお察しください。
なお、運動嫌いで食欲旺盛ながらも運動と食事管理を続け、健康を維持している方がいらっしゃいましたら至急ご連絡いただき、私をそちらの世界へお導きくださいますようお願い申し上げます。

監査室　エイミー

最後までお読みいただきまして誠にありがとうございました。
引き続き、「おうでぃっとめーる」をどうぞよろしくお願い申し上げます。
バックナンバーは、監査室 WEB ページをご覧ください。

◆その他、各種お問い合わせは…

【電話でのお問い合わせ】
東北大学監査室
022-217-4874（監査室長：新沼）
022-217-5680，4880（佐々木、熊谷、齋藤、國分、清水石）

【メールでのお問い合わせ】
東北大学監査室
kansa@grp.tohoku.ac.jp

メールマガジンの一部または全部を無断転載することを禁止します。
© 2010 Audit Office Tohoku University